

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年7月28日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第63号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則

大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表新生児他覚的聴力検査料の項を削り、同表中「

乳房マッサージ料	1回につき 1,650円 診療時間（平日8時30分から午後5時15分をいう。）以外は、550円加算する。
----------	---

」を「

乳房マッサージ料	1回につき 1,650円 ただし、非課税取扱時は1,500円 診療時間（平日8時30分から午後5時15分をいう。）以外は、550円（ただし、非課税取扱時は500円）加算する。
----------	---

」に、「

病衣料（医療保険入院）	1日につき 66円
病衣料（介護保険入院）	1日につき 60円
介護療養型病棟に係る居住費	1日につき 370円
介護療養型病棟に係る食費	1日につき 1,380円

紙おむつ使用料	新生児用 1日につき 440円
	Aセット 1日につき 275円
	Bセット 1日につき 495円
お産セット	1セットにつき 3,740円

」を「

病衣料（医療保険入院）	1日につき 66円 ただし、非課税取扱時は60円
紙おむつ使用料	新生児用 1日につき 440円
	ただし、非課税取扱時は400円
	Aセット 1日につき 275円
	ただし、非課税取扱時は250円
紙おむつ使用料	Bセット 1日につき 495円
	ただし、非課税取扱時は450円
お産セット	1セットにつき 3,400円

」に改め、同表保険外併用療養費の項中「初診に係る特別の額 1,650円」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。